

聖籠町訓令第 6 号

聖籠町一般事務用消耗品等取扱い要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 2年 3月 19日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町一般事務用消耗品等取扱い要領の一部を改正する訓令

聖籠町一般事務用消耗品等取扱い要領（昭和58年聖籠町訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第3条から第7条までの規定中「税務財政課長」を「総合政策課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。